

(平成24年8月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成16年8月12日は1万2,000円、同年12月20日、17年8月11日、同年12月21日及び18年8月12日は1万5,000円、19年8月11日は1万6,000円、同年12月22日は23万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年8月12日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年8月11日
④ 平成17年12月21日
⑤ 平成18年8月12日
⑥ 平成19年8月11日
⑦ 平成19年12月22日

私が、年金事務所からの通知を受けて、厚生年金保険の記録を確認したところ、A社において、申立期間に支給された各賞与の記録が無いことが分かった。

私が所持している申立期間の一部に係る賞与明細書により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、明細書が無い期間においても保険料が控除されていたと思うので、申立期間に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人から提出された申立期間の一部に係る賞与明細書の写し及びA社から提出された賞与明細一覧表の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間①は1万2,000円、申立期間②、③、④及び⑤は1万5,000円、申立期間⑥は1万6,000円、申立期間⑦は23万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額について、平成16年8月12日は1万1,000円、同年12月20日は1万3,000円、17年8月11日及び同年12月21日は1万4,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間⑤において支給された賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額を1万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月12日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年8月11日
④ 平成17年12月21日
⑤ 平成18年8月12日

私が、年金事務所からの通知を受けて、厚生年金保険の記録を確認したところ、A社において、申立期間①から④までに支給された各賞与の記録が無いことが分かった。

また、申立期間⑤については、当該通知には記載されていなかったが、当時の家計簿により、賞与が支給されたことが確認できる。

各賞与からは厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された賞与明細一覧表の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間①は1万1,000円、申立期間②は1万3,000円、申立期間③、④及び⑤は1万4,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の申立期間①、②、③及び④に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、申立期間⑤に係る賞与の届出を行っていないこと、及び申立期間に係る保険料をいずれも納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成16年12月20日及び17年8月11日は1万1,000円、同年12月21日は1万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年12月20日
② 平成17年8月11日
③ 平成17年12月21日

私が、年金事務所からの通知を受けて、厚生年金保険の記録を確認したところ、A社において、申立期間に支給された各賞与の記録が無いことが分かった。

私が所持している賞与明細書により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の

額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人から提出された申立期間に係る賞与明細書の写し及びA社から提出された賞与明細一覧表の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間①及び②は1万1,000円、申立期間③は1万2,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。